

東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主
行動計画策定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の規定に基づく特定事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定等をするため、東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の進行管理に関すること。
- (3) 行動計画の変更に関すること。
- (4) その他行動計画の実施に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長1人並びに委員4人をもって構成する。

- 2 委員長は、職員課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、学校教育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、議会事務局次長、市民生活課長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。